

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 堺市公報 第254号 | 令和5年2月17日発行 |
| 堺市公報 | 発行 |
| | 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

| | 頁 |
|--|---|
| <規則> | |
| ○堺市食品表示法施行細則の一部を改正する規則 【健康福祉局保健所食品衛生課】…………… | 2 |
| <告示> | |
| ○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について 【文化観光局博物館学芸課】…………… | 2 |
| ○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について 【文化観光局博物館学芸課】…………… | 3 |
| ○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】…………… | 3 |
| ○公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値について 【建築都市局住宅部住宅管理課】…………… | 4 |
| <公告> | |
| ○堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業に係る事業計画の縦覧について 【泉北ニューデザイン推進室】…………… | 4 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… | 5 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… | 6 |
| ○堺市原山公園の利用料金について 【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】…………… | 6 |

規 則

堺市食品表示法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第4号

堺市食品表示法施行細則の一部を改正する規則

堺市食品表示法施行細則（平成28年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「様式第2号」を「別記様式」に改め、同条を第2条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次の業者を堺市博物館における観覧料等の徴収に係る指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

堺市博物館における観覧料等の徴収に係る指定納付受託者（指定日 令和5年2月3日）

| 指定納付受託者の名称 | 事務所の所在地 |
|------------|---------|
|------------|---------|

| | |
|----------------------|--------------------------|
| ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 | 東京都品川区西五反田7-7-7 SGスクエア7階 |
|----------------------|--------------------------|

堺市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次の業者を堺市博物館におけるグッズ・冊子等の購入代金の徴収に係る指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

堺市博物館におけるグッズ・冊子等の購入代金の徴収に係る指定納付受託者（指定日 令和5年2月3日）

| 指定納付受託者の名称 | 事務所の所在地 |
|----------------------|--------------------------|
| ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 | 東京都品川区西五反田7-7-7 SGスクエア7階 |

堺市告示第55号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

| 名称 | 所在地 | 設置者 | 確認年月日 |
|-------------|------|--------|-----------|
| キッズライン井川佐弥子 | 堺市北区 | 井川 佐弥子 | 令和5年1月18日 |

堺市告示第56号

堺市営住宅条例施行規則（平成9年規則第70号）第10条第1項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）について定めたので、同規則第10条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月17日

堺市長 永藤英機

| 住宅名 | 号地・棟の別 | 特定目的区分 | 構造 | 利便性係数 |
|------|----------|--------|------|-------|
| 万崎住宅 | A・B・C・D棟 | 一般 | 高層耐火 | 0.90 |
| 万崎住宅 | C棟 | 車椅子 | 高層耐火 | 0.86 |

公 告

堺市公告第123号

堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、同法第20条第2項の規定により、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和5年3月16日までに堺市長に意見書を提出することができる。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

堺市南区茶山台1丁6番1号
泉北ニューデザイン推進室分室

2 縦覧期間

令和5年2月17日から同年3月2日まで

3 縦覧時間

午前9時00分から午後5時30分まで

~~~~~  
堺市公告第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区土塔町90番2及び90番4から90番13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号  
フジ住宅株式会社  
代表取締役 宮脇 宣綱

堺市公告第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区竹城台一丁2番5の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構

代理人 村上 卓也

堺市公告第126号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原山公園の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 屋内施設利用料金

(1) 10回利用回数券・共用（個人）

| 種別                     | 区分     | 利用料金    | 備考               |
|------------------------|--------|---------|------------------|
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン | 1人・10回 | 11,000円 | 回数券の利用は指定する当該月のみ |

(2) 共用（個人）・月額利用

| 種別                     | 区分    |                   | 利用料金   | 備考                |
|------------------------|-------|-------------------|--------|-------------------|
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン | 1人・1月 | スタート会員<br>(フルタイム) | 5,500円 | 入会初月及び2か月目の月額利用料金 |

(3) 共用（個人）・月途中利用

| 種別                     | 会員区分              | 区分・月の利用開始日 |        | 利用料金   | 備考                     |
|------------------------|-------------------|------------|--------|--------|------------------------|
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン | スタート会員<br>(フルタイム) | 1人・1月      | 8日から   | 4,125円 | 入会初月の月途中からの利用の月額利用料金   |
|                        |                   |            | 16日から  | 2,750円 |                        |
|                        |                   |            | 24日から  | 1,375円 |                        |
|                        | 一般<br>(フルタイム)     | 1人・1月      | 8日から   | 6,600円 | 再入会時初月の月途中からの利用の月額利用料金 |
|                        |                   |            | 16日から  | 4,400円 |                        |
|                        |                   |            | 24日から  | 2,200円 |                        |
|                        | 一般<br>(デイトime)    | 1人・1月      | 8日から   | 5,362円 |                        |
|                        |                   |            | 16日から  | 3,575円 |                        |
|                        |                   |            | 24日から  | 1,787円 |                        |
| 65歳以上                  | 1人・1月             | 8日から       | 5,775円 |        |                        |
|                        |                   | 16日から      | 3,850円 |        |                        |
|                        |                   | 24日から      | 1,925円 |        |                        |

備考 表内種別の「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。

2 多目的スペース利用料金

| 単位     | 利用料金 |
|--------|------|
| 半面・1時間 | 660円 |